

【配布資料】R8.2.16県立学校養護教諭研修会

- 児童生徒の適切な健康管理
 - * 適正な健康診断の実施と事後措置の徹底
 - * アレルギー疾患への対応

- メンタルヘルスの不調等の早期発見や、自己管理能力の育成
 - * 日頃からの健康観察の強化と結果の活用

- 健康推進学校表彰への応募について



* 適切な健康診断の実施と事後措置の徹底

◆検査項目以外の項目を追加した健康診断の実施について

学校の設置者及び学校の責任で、その実施の目的等と、義務付けでないことを明示し、保護者等に周知した上で、保護者等の理解と同意を得て実施する。

◆健康診断を受けることができなかった児童生徒等への健康診断の対応について

個別の事情により健康診断を受けることができなかった場合の対応について検討し、保健だよりや学年通信等で保護者に事前に周知する等、適切に対応する。

◆学校健康診断実施上の留意点(別添)

学校医／教育委員会・学校 **共通の資料**

別添

学校健康診断実施上の留意点

 **学校医 / 教育委員会・学校共通**

学校における健康診断の目的と役割

学校生活の円滑な実施と児童生徒等の健康の保持増進を図るために実施されるものであり、その役割は大きく2つある。

- 家庭における健康観察を踏まえて、学校生活を送るに当たり支障があるかどうかについて疾病をスクリーニングの上、健康状態を把握すること
- 学校における健康課題を明らかにして健康教育に役立てること

学校健康診断における項目（学校保健安全法施行規則第6条）

1～10の項目について、学校の設置者及び学校の責任で、その実施の目的を周知する。

1 身長及び体重	2 栄養状態
3 脊柱及び胸郭の疾病及び異常の有無並びに四肢の状態	4 視力及び聴力
5 眼の疾病及び異常の有無	6 耳鼻咽喉頭疾患及び皮膚疾患の有無
7 歯及び口腔の疾病及び異常の有無	8 結核の有無
9 心臓の疾病及び異常の有無	10 尿
11 <u>その他の疾病及び異常の有無</u>	

《項目の追加》
上記1～10以外に「11.その他の疾病及び異常の有無」の検査として検査項目を追加する場合は、健康診断の趣旨や目的に沿って学校の設置者及び学校の責任で、その実施の目的等と、義務付けではないことを明示し、保護者等に周知した上で、理解と同意を得て実施する必要がある。

(参照) 児童生徒等の健康診断マニュアル 平成27年度改訂 (日本学校保健会)
<https://www.gakkohoken.jp/books/archives/187>



◆児童生徒等の健康診断の実施について

- ・健康診断の法的位置付け
- ・市町村教育委員会は、地域の医師会と、各学校は学校医と十分に共通理解を図ること
- ・設置者及び学校の責任において、適切な健康診断の実施していただくようお願いしたい

児童生徒等の 健康診断の実施について

群馬県教育委員会事務局健康体育課

群馬県教育
委員会作成

児童生徒等の健康診断

<健康診断の法的位置付け>

学校教育法

第12条 学校においては、別に法律で定めるところにより、幼児、児童、生徒及び学生並びに職員の健康の保持増進を図るため、**健康診断**を行い、その他その保健に必要な措置を講じなければならない。

平成27年改訂
日本学校保健会

児童生徒等の 健康診断 マニュアル

平成27年度
改訂

文部科学省スポーツ・青少年局学校健康教育課 監修

公益財団法人 日本学校保健会

▶新様式を使用してください

腎臓小委員会 様式17改訂

主治医 様
保護者 様

糖尿病患児の治療・緊急連絡法等の連絡表について

学校において、糖尿病に罹患する児童生徒に適切に対応していくた主治医と学校をつなぐ連絡表です。学校での生活等についての連絡に書類を御提出ください。

- *様式17-1表面「糖尿病患児の治療・緊急連絡法等の連絡表」
- *「学校生活管理指導表」（小学生用と中学・高校生用の2種類あり）
- *様式17-1裏面「グルカゴン点鼻粉末剤（バクスミー®）について」
- *様式17-2「意識障害やけいれんを伴う低血糖時の対応」

学校生活一般に関する注意事項については、「糖尿病患児の治療・緊急の連絡表（様式17-1表面）」に御記入いただき、日常の体育活動やクラブ活動、学校行事への参加等については、各疾患共通の「学校生活表」に御記入ください。

グルカゴン点鼻粉末剤（バクスミー®）を処方した場合には、様式1「グルカゴン点鼻粉末剤（バクスミー®）について」、様式17-2「けいれんを伴う低血糖時の対応」に必要な対応等を御記入ください。

御記入後は、学校へお渡してください。

- ◆様式17改訂→様式17-1表
- ◆様式17-1裏、様式17-2追加

<令和6年度改訂>糖尿病患児の治療・緊急連絡法等の連絡表

様式17-1表

※学校で記入

学校名	年 組 番	記載日 西暦	年 月 日
氏名	男・女	医療機関	
学校医名		医師名	
保護者名	TEL	連絡先 (TEL)	
勤務先	TEL		

要管理者の現在の治療内容

診断名	1.1型（インスリン依存型）糖尿病	2.2型（インスリン非依存型）糖尿病
現在の治療	1. インスリン（ペン型・インスリンポンプ）注射もしくはポーラス：1日 回 昼食前の学校での注射もしくはポーラス（有・無） 学校での自己血糖値測定（有・無） 2. 経口血糖降下薬：薬品名（ ） 学校での服用（有・無） 3. グルカゴン点鼻粉末剤（バクスミー®）処方（有・無） ※有の場合、裏面へ 4. ①食事療法 ②運動療法 ③食事・運動療法 5. 受診回数 回/月	
低血糖を起こしやすい時間	（ ）	

学校生活一般：基本的には健常児と同じ学校生活が可能である

1. 食事に関する注意	学校給食	①制限なし ②お代わりなし ③その他（ ）
-------------	------	-----------------------

グルカゴン点鼻粉末剤（バクスマー®）について

※学校で記入

学校名 _____

児童・生徒名 _____ 年 組 番 氏名 _____

当該児童生徒は低血糖発作を惹起する可能性のある治療を継続しております。補食による低血糖場合には、グルカゴン点鼻粉末剤を使用する必要があると想定されます。当該行為は緊急やむを得て行われるものであり、以下4つの条件を満たす場合は医師法違反とならないと解釈されるため下の対応をお願いいたします。

(1) 医師から事前説明を受けていること

- ・当該児童生徒は糖尿病治療のため、インスリン注射を継続する必要がありますが、その副作用を生じることがあります。意識状態が悪く、経口摂取ができず、補食による低血糖改善が困難な場合には、グルカゴン点鼻粉末剤を使用する必要があります。
- ・様式17-1裏、様式17-2にて、使用の際の留意事項に関する指示を受けていること

(2) 学校におけるグルカゴン点鼻粉末剤（バクスマー®）使用のお願い

- ・低血糖発作時に、意識状態が悪く、経口摂取できない場合には当該児童生徒にグルカゴン点鼻粉末剤を使用してください。その場合は、様式17-1表、様式17-2の指示に従ってください。

※保護者署名

保護者名 _____ (連絡先 TEL) _____

(3) 留意点について

- ・グルカゴン点鼻粉末剤を使用することが認められる児童生徒本人であるか確認すること
- ・グルカゴン点鼻粉末剤の使用の際の留意事項に関する書面の記載事項を遵守すること

(4) 事後指導について

- ・当該児童生徒の保護者又は教職員等は、グルカゴン点鼻粉末剤を使用した後、当該児童生徒を必ず医療機関で受診させること。

◆様式17-1裏 条件を満たす場合に、保護者に代わって投与可

※バクスマー®を処方されている場合
意識障害やけいれんを伴う低血糖時の対応

様式17-2

※学校で記入

記載日（西暦） _____ 年 月 日 _____

医師名 _____

医療機関 _____

連絡先（TEL） _____

※学校で記入

学校名 _____ 年 組 番 氏名 _____

保護者連絡先 _____

バクスマー® 校内保管場所 _____

バクスマー® 使用期限（西暦） _____ 年 月 _____ ※期限が切れる前に主治医に相談してください。

登下校時の携帯方法等 _____

※当該児童生徒が自ら投与できない場合には、代わりに園・学校の職員が投与可能です。その際、医師法など法律には抵触しません。

【対応】

※バクスマー®を使用することが認められる児童生徒本人であることを確認する

①躊躇せず、ただちにバクスマー®を点鼻する。

②保護者・主治医に緊急連絡し、救急車にて主治医または近くの病院に転送する。

③救急車を待つ間、ブドウ糖やスティックシュガー、砂糖などを口内の頬粘膜になすりつけてもよい。

低血糖症状が出現した時間をチェック！
症状が改善しても1人にしない。安静にする！

バクスマー® 点鼻粉末剤の使い方



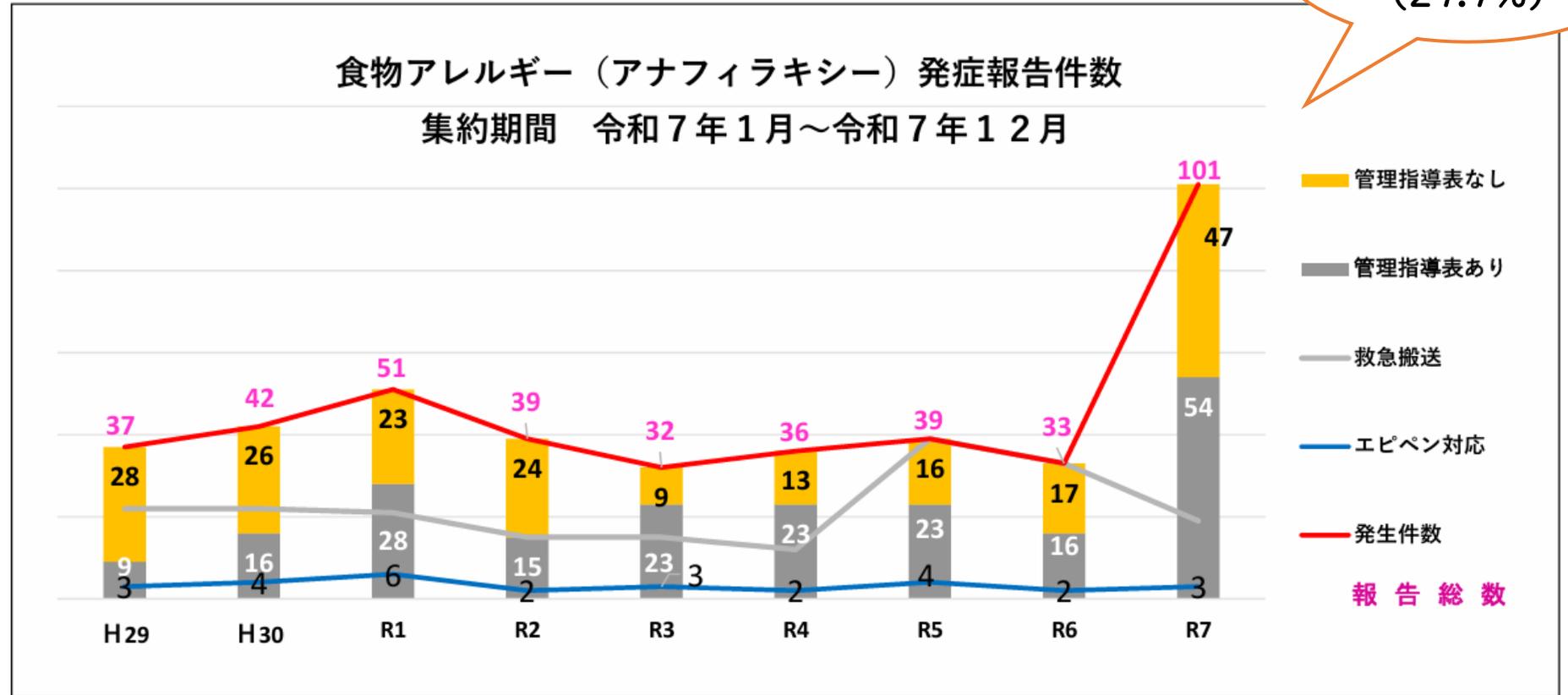
バクスマー® 点鼻粉末剤サイト
<http://www.diabetes.jp/contents/usage/baxmaer/>
では動画にて使い方を確認いただけます。



* アレルギー疾患への対応

令和7年 食物アレルギー（アナフィラキシー）発症状況

初発事例
30件
(29.7%)



《事例から》

- ・ 発症時はできるだけ安静に
- ・ 高校生の初発はアナフィラキシー等重篤な場合が多い
- ・ 遠征先等でアナフィラキシーになったがエピペンを持参していなかった
- ・ 誤食、誤配を防ぐために体制整備の確認



＊ アレルギー疾患への対応

「学校における食物アレルギー対応マニュアル《令和5年度改訂》」（群馬県教育委員会）を参考に、「アレルギー疾患用学校生活管理指導表（令和5年度改正）」に基づいた「個別取組プラン」を作成し、個に応じた健康管理を行う。

日常の取組と事故防止

アレルギー疾患を有する児童生徒の有無に関わらず校内食物アレルギー対策委員会を設置し、迅速かつ適切に組織的な対応ができるよう整備しておく。

緊急時の対応

校内の緊急体制の整備と共にAEDやエピペン等の実践的な校内研修の実施する。

引継ぎ

進級、進学に伴い、関係者に漏れのないよう引継ぎを行う。

学校における
食物アレルギー
対応マニュアル
《令和5年度改訂》



©Gunma pref. GUNMACHAN

群馬県教育委員会
監修：群馬県医師会

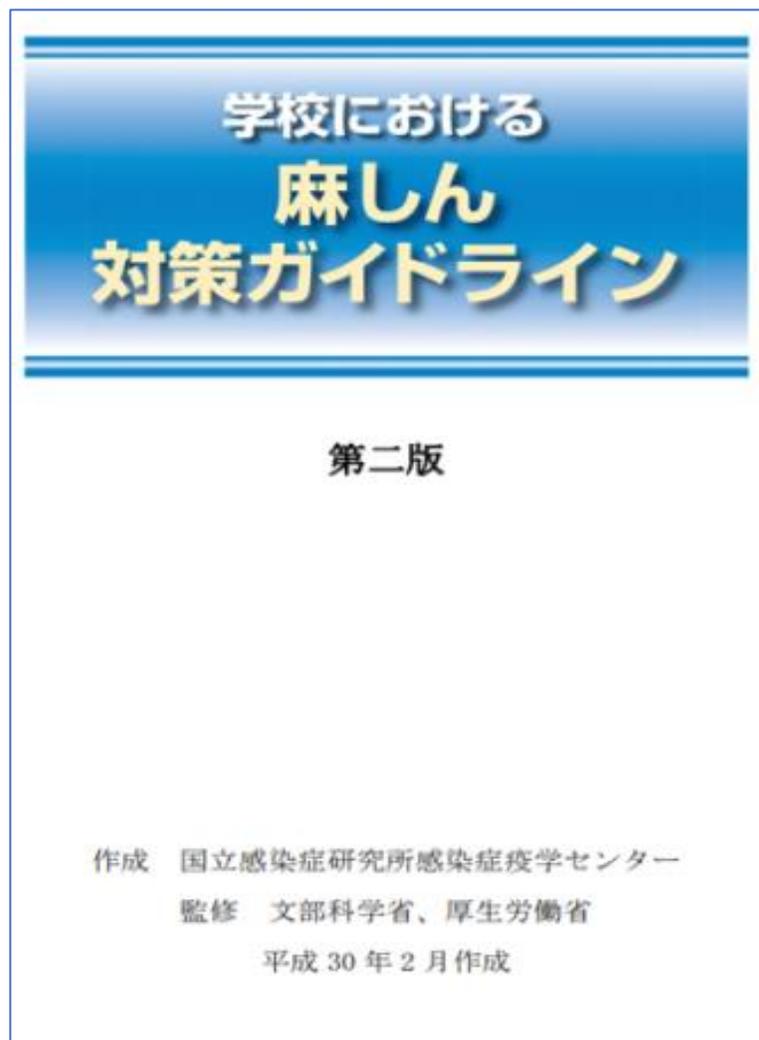
- ▶ 誤食・誤配がないよう体制整備を
- ▶ エピペンは必ず携帯する

* 日頃からの健康観察の強化と結果の活用

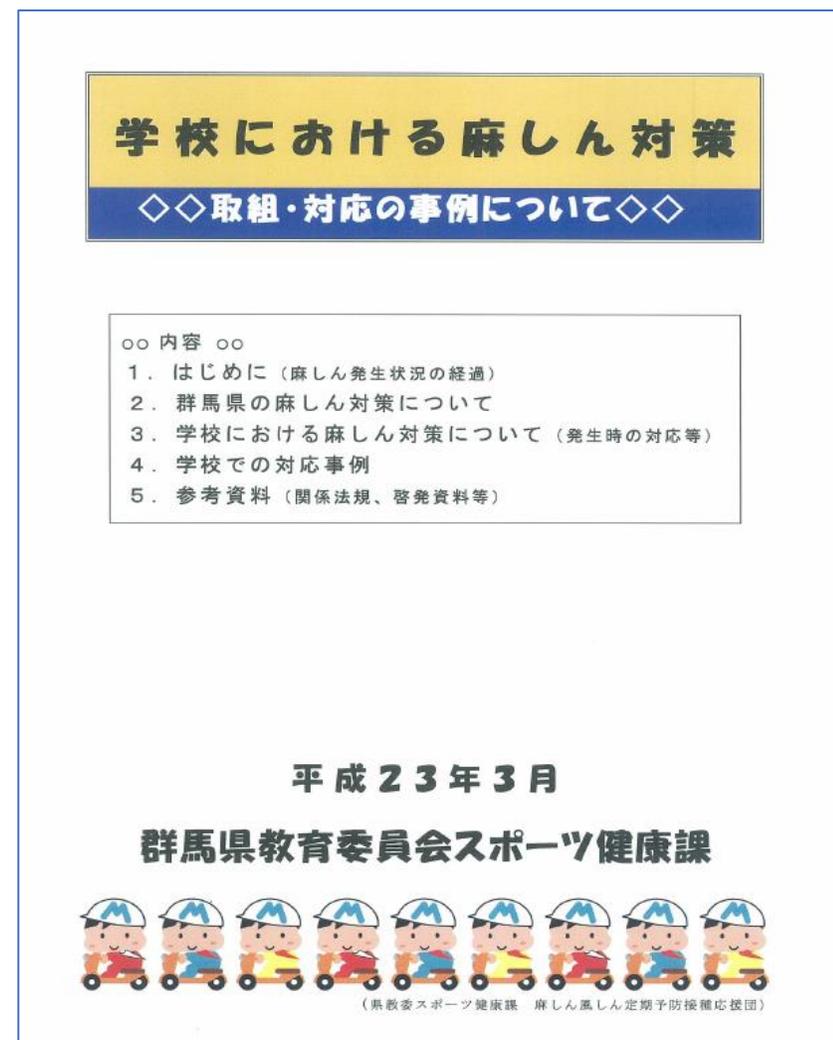
▶ 日本学校保健会



▶ 文科省HP



▶ 群馬県総合教育センターHP



群馬県健康推進学校表彰への応募
について



令和7年度 群馬県健康推進学校表彰応募校(高等学校の部)

優秀校 高崎商業高等学校

質の高い睡眠を考える～「高商生と睡眠」～

体力回復・免疫向上を目指す
エナジードリンクに頼らない生活

部活動や各種検定取得等の
成績向上を目指す



「生徒から生徒」、「生徒から家庭・地域」へ

全校生徒への
問題提起



家庭での
実践に向けて

食事 ミネストローネ

リラックス効果
で穏やかな眠り
(GABA)

アロマエッセンス
リラックスして
快眠を促す

材料

- ・上玉 (トマト)
- ・玉ねぎ (にんじん)
- ・キャベツ
- ・シヨートバクサ
- ・じゃがいも

作り方

1. じゃがいも、にんじん、玉ねぎ、2. 圧力鍋に任せたら完成！
キャベツは1cm角に切る。

切り終えた状態

地域への
啓発



優良校 玉村高等学校

生徒および教職員のウェルビーイングの向上を目指した組織的な取組



生徒の活躍の場を
多く設定

生徒同士の交流を活発
にし、認め合う

様々な活動を通じた生徒の成長が、学校の活性化に！

性・エイズ講演会



献血推進活動



歯科保健活動



玉村町との連携
地域への貢献

ゲートキーパー
養成講座



過去の受賞校の紹介

「健康推進学校表彰 受賞校の紹介」及び横暴様式掲載ページ

群馬県教育委員会 各課発行・提供資料

<https://gunma-boe.gsn.ed.jp/41737321dd0d802a8af64e840acaee01>



健康な心と体づくりを通して、子供たちの自分で考えて、自分で決めて、自分で動き出す力を育てましょう！



研修を終えて、ご質問がある方、ご感想をいただける場合は以下のURLかQRコードからご入力ください。

(令和8年3月27日メ切)

<https://forms.gle/T2PWfHzdwhBJ8FmW8>



研修会当日最後のスライドでもご案内いたします。